（情報技術の解析に関する規則の一部改正）

第二十五条　情報技術の解析に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都道府県警察等による情報技術の解析の要請等）	（都道府県警察による情報技術の解析の要請等）
第四条　関東管区警察局、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁サイバー警察局、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（県情報通信部を含む。）又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号。以下「規範」という。）第百八十七条（規範第二百七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く。）には、警察庁長官（以下「長官」という。）が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。	**第四条**　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（県情報通信部を含む。）又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第百八十七条の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く。）には、警察庁長官（以下「長官」という。）が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。
2　前項の要請を受けた情報技術の解析を担当する課の長は、当該要請に係る情報技術の解析を行う場合において、当該要請に含まれていない情報技術の解析が必要であり、急速を要し前項の要請をするいとまがないときは、規範第二十条（規範第二百七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する捜査主任官又はこれに代わるべき者の求めにより当該情報技術の解析を行うものとする。	2　前項の要請を受けた情報技術の解析を担当する課の長は、当該要請に係る情報技術の解析を行う場合において、当該要請に含まれていない情報技術の解析が必要であり、急速を要し前項の要請をするいとまがないときは、犯罪捜査規範第二十条に規定する捜査主任官又はこれに代わるべき者の求めにより当該情報技術の解析を行うものとする。
（記録の作成）	（記録の作成）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　警察庁サイバー警察局情報技術解析課長（以下「警察庁情報技術解析課長」という。）は、前項の規定により作成し、又は作成された記録を集約し、整理保管しなければならない。	2　警察庁情報通信局情報技術解析課長（以下「警察庁情報技術解析課長」という。）は、前項の規定により作成し、又は作成された記録を集約し、整理保管しなければならない。
（技術に関する情報の集約等）	（技術に関する情報の集約等）
第七条　警察庁情報技術解析課長は、大学等の研究機関、事業者、学識経験者等との連携等を通じ、情報技術の解析に資する技術に関する情報を集約し、犯罪の取締り、サイバー事案の防止対策、情報技術の解析の実施、技術的手法の開発並びに情報技術の解析に関する研究及び教養において適切に活用されるよう、都道府県警察への通知その他必要な措置を講じなければならない。	**第七条**　警察庁情報技術解析課長は、大学等の研究機関、事業者、学識経験者等との連携等を通じ、情報技術の解析に資する技術に関する情報を集約し、犯罪の取締り、情報技術の解析の実施、技術的手法の開発並びに情報技術の解析に関する研究及び教養において適切に活用されるよう、都道府県警察への通知その他必要な措置を講じなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第二十六条　不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員）	（没収保全等を請求することができる司法警察員）
第一条　警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。	**第一条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　生活安全局、刑事局、交通局、警備局又はサイバー警察局の警部以上の階級にある警察官	二　生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官
［三～五　略］	［三～五　同上］
六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官	六　［号を加える。］
七　［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	